

令和3年3月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和3年3月8日 月曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長 補 佐	川 村 崇	臣
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

- 第 1 同意第 1 号 川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を
求める件
- 第 2 承認第 1 号 専決処分の承認（令和 2 年度川棚町一般会計補正予算
（第 8 回））
- 第 3 議案第 1 号 令和 2 年度川棚町一般会計補正予算（第 9 回）
- 第 4 議案第 2 号 令和 2 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 4 回）
- 第 5 議案第 3 号 令和 2 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 3 回）
- 第 6 議案第 4 号 令和 2 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算
（第 3 回）
- 第 7 議案第 5 号 令和 2 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 4 回）
- 第 8 議案第 6 号 令和 2 年度川棚町下水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 第 9 議案第 7 号 川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 8 号 川棚町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 9 号 川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 10 号 川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 11 号 川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 12 号 川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 13 号 川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を
改正する条例

第 16 議案第 14 号 川棚町立教育キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の
一部を改正する条例

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 本日の日程に入ります前に、小田議員より発言の訂正の申し出がっておりますので、これを許可いたします。小田議員。

7 番 小 田 議席番号7番、小田です。一般質問時の発言について訂正をいたします。協議会としての行動を「私たちは」と発言いたしましたが、「私たちは」という発言を「協議会は」と訂正をいたします。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは日程第1、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 長 皆様、おはようございます。同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」について提案理由をご説明いたします。

本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、3人の委員を選任しておりますが、任期は3年で、3人の委員の任期はそれぞれ異なっているところであります。

この度、現職の委員であります山口博昭氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となりますので、新たに有田清人氏を選任したく提案するものであります。

同氏は、川棚町下組郷13番地4にお住まいで、昭和24年3月13日生まれの71歳であります。同氏は、昭和48年3月に島根大学文理学部を卒業後、民間企業の勤務を経て、昭和62年に司法書士並びに土地家屋調査士として登録されるとともに、「有田清人登記事務所」を開業され、以来、34年にわたり、司法書士並びに土地家屋調査士として、活躍をされてきておられます。また、平成21年4月から平成31年3月まで、総務大臣の委嘱を受け、行政相談委員として、地域の身近な相談に当たってこられたところでもあります。これまでの職務経験により、固定資産に関し高い見識を有して

おられ、委員として適任と判断されますので、ご提案するものであります。

なお、任期につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。以上、提案いたしますので、ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:04)

議 _____ **長** 次に日程第2、承認第1号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第8回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 長 承認第1号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第8回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和2年度川棚町一般会計予算の執行において補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る1月19日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,969万9,000円追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を89億5,187万9,000円にしたものであります。

なお、補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策に係るものでありますが、その詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは私の方から今回の補正の内容についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のために、県内の飲食店等が1月20日から2月7日まで、長崎県の要請に応じて営業時間短縮を行った場合に協力金が支給されることとなりました。そして、その協力金の一部を各市町が負担するとともに、支給事務を各市町が行うこととなり、その対応のため一般会計予算の補正を行ったものであります。事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、予算書の8、9ページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費につきましては、補正額の増減はなく、財源内訳を補正したものでございます。こちらの補正につきましては、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金、これは歳入の方でもあとからご説明しますが、その補助金の一部を夜間に飲食店等を巡回する職員の時間外勤務手当に充当するというところでございます。

次の5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、協力金の給付事務に係る会計年度任用職員1名分の人件費として、1節に報酬、4節

に社会保険料、8節に通勤費用を計上したもので、10節で事務用品の購入費等を、11節で郵便料や口座振替手数料を計上したものでございます。そして7節におきまして87店舗分の協力金を計上したものでございます。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額したものでございます。

歳出につきましては以上のとおりであります。次のページには給与明細書を付けておりますが、説明は省略させていただきます。

続きまして歳入を説明しますので、6ページ、7ページをお願いいたします。

14款県支出金であります。歳出で説明しました、新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力事業に対する県補助金であります。補助率につきましては10分の9となっており、うち事務費につきましては2分の1となっているところでございます。

以上が、専決処分を行いました「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第8回）」の内容でございます。説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。この営業時間短縮協力金ですけれども、既にその期間は2月7日で終わっていると思いますので、結局実績はどうであったのかというのをお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。まず、期間につきましては2月の26日までが申請の期間となっております。それで、今実績といたしましては58人の62店舗が申請をされているところであります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

1 3 番 波 戸 13番、波戸です。今62店舗の申請があったということなんですけれども、これは支払いの方はどのような感じで、もう滞りなく支払われたのか、いつ頃までに支払われるのか、お尋ねします。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。支払いにつきましては、

今県のですね、概算払い要求で半額分を県の方から今入金をされておりますけども、申請の都度にですね、まとめて各事業所に対しては支払いを行うようには今考えているところであります。以上です。

議 _____ 長 波戸議員。

1 3 番 波 戸 では今の現状ではいつまでというのはまだ行政側もわからないということですか。

議 _____ 長 はい。会計課長。

会 計 課 長 担当の方からこちらの方に聞いているのは、3月の先週の金曜日までで滞りなく支払いは終わっております。以上です。

議 _____ 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第1号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第8回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分の承認（令和2年度川棚町一般会計補正予算（第8回））」は、承認すること

に決定をいたしました。

(10 : 14)

議 長 次に日程第3、議案第1号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第1号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,829万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を87億8,358万4,000円にしようとするものであります。併せて、債務負担行為補正及び地方債補正を行うものであります。

補正の主なものは、歳入において地方消費税交付金の額の確定による減額、国・県支出金の交付額の決定等による減額、基金繰入金、町債の減額などであります。

歳出においては、新庁舎建設工事の入札による落札減に伴う不用額の減額、下水道事業会計への出資金の増額、各事業における決算を見込んだ減額補正又は必要とする経費の追加計上などであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは、「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」の内容についてご説明いたします。

なお、今回の補正予算におきましては、歳出においては決算を見込んだ事業費の執行残、落札減などによる不用額の減額が多くを占めております。歳入におきましても、事業費の決算見込みに伴う減額が大半を占めております。また、増額についても不足額を補う少額の追加が多くありますので、それらのものにつきましては簡略に説明させていただくということであらかじめご了解いただきたいと思います。それでは歳出から説明しますので、28、29ページをお願いいたします。

1款議会費であります。1項1目議会費、説明欄の議会費につきましては、不用額を見込み8節で36万5,000円、13節で66万円を減額するもので、次の事務局費につきましては、4節で会計年度任用職員の社会保

険料の不足を見込み1万2,000円増額し、8節で不用額を見込み20万円を減額するものであります。次のページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項1目一般管理費、説明欄の一般管理費につきましては、2節、3節、4節、12節で不用額を見込み減額し、次の庁舎管理費では、10節で電気料の不足を見込み52万7,000円を増額するものであります。

次の4目会計管理費につきましては、11節でコンビニ収納手数料の不足を見込み増額するものであります。

次の19目庁舎建設費につきましては、12節で委託料の不用額を、14節で新庁舎建設工事の落札減を、それぞれ記載のとおり減額するものであります。

次の21目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、特別定額給付金事業費の精算により不用額が生じたので、各節を減額するものであります。

次の2項1目税務総務費は、2節、3節で不用額を見込み減額し、4節では共済組合負担金の不足を見込み増額するものであります。次のページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、2節でフルタイムの会計年度任用職員給料の不足を見込み増額、3節で時間外勤務手当の不用額を減額、そして12節でマイナンバーカードの発行等に係る事務委託料の不足を見込み増額するものであります。

次の4項1目選挙管理委員会費につきましては、3節で時間外勤務手当の不足を見込み増額するものであります。

次の5項2目統計調査費、説明欄の工業統計調査費から一番下の国勢調査費までにつきましては、支出額の確定により各節を調整するものであります。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費、説明欄の社会福祉総務費は、3節で時間外勤務手当の不用額を減額するもので、次の国民健康保険基盤安定費は、国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴い、27節で国民健康保険事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

その次の介護保険事業費につきましては、3節で時間外勤務手当の不用額

を4万2,000円減額し、27節で介護保険特別会計の補正に伴い繰出金を86万5,000円減額するものでございます。

次の2目障害者福祉費につきましては、ストマ、住宅改善、パルスオキシメーター等の申請増に伴い、扶助費を増額するものであります。

次の3目老人福祉費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、敬老の日の集いの中止により、各節を記載のとおり減額するものでございます。

次の5目国民年金事務費につきましては、3節で時間外勤務手当の不用額を見込み減額するものでございます。

次の2項1目児童福祉総務費、説明欄の児童福祉総務費は、3節で扶養手当などの不足を見込み増額し、次の次世代育成支援対策事業費は、18節で認定こども園に係る障害児保育事業補助の不足を見込み2万6,000円増額するものでございます。

次の子育て応援住宅支援事業費は、18節で実績により160万円を減額するものです。

一番下の2目児童措置費、説明欄の児童手当費につきましては、12月で支払いを完了し不用額が生じたので、19節の扶助費を減額するものでございます。

次の施設等利用給付費につきましては、18節で認可外保育や預かり保育など、施設利用料に係る給付金の不用額を見込み216万3,000円減額するものであります。次のページをお願いいたします。

説明欄の方になります。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきましては、11節で給付に係る郵便料、口座振込手数料に不用額を見込み12万1,000円を減額し、18節で子育て世帯への臨時特別給付金、これは児童あたり1人1万円でございますが、この給付実績を見込み71万円を減額するものであります。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費、説明欄の保健衛生総務費及び国民健康保険事業費につきましては、各節において不用額を見込み減額するものでございます。

次の2目予防費及び6目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、補正額の増減はなく、財源内訳を補正するものであります。なお、予

防費につきましては、財源内訳の国県支出金のところをゼロという表示がされておりますが、こちらは新型コロナワクチン接種体制確保事業の補助につきまして、令和2年の12月の定例議会において県支出金で補正しておりましたが、今回国庫支出金に組替えを同額行ったことによりゼロという表示がされているものでございます。

次の2項1目塵芥処理費及び2目し尿処理費につきましては、18節が東彼地区保健福祉組合の負担金の確定によりそれぞれ減額するもので、27節が、こちらも東彼地区保健福祉組合の普通交付税措置分の確定に伴い、塵芥処理費が減額、し尿処理費が増額するものであります。次のページをお願いいたします。

5款労働費であります。2項1目勤労青少年ホーム管理費につきましては、補正額の増減はなく、使用料収入の減により財源内訳を補正するものであります。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項1目農業委員会費、そして次の2目農業総務費は、各節で不用額を見込み減額するものでございます。

次の5目農地費、説明欄の農地管理費につきましては、12節で不用額を見込み減額するもので、次の農道新設改良事業費につきましては、こちらも7節で不用額を見込み減額するものです。

その次の農村地域防災減災事業費につきましては、新谷ため池の防災重点農業用ため池が状況評価を行うこととなり、12節で委託料60万円を計上するもので、こちらにつきましては全額県の補助ということになります。

次の2項4目森林環境譲与税事業費につきましては、補正額の増減はなく、予算の組替えを行うものであります。

次の3項2目漁港管理費につきましては、こちらも補正額の増減はなく、財源内訳の補正を行うものでございます。

一番下の3目漁港建設費、説明欄の漁村再生交付金事業費につきましては、12節で委託料の不用額を見込み減額するもので、次の水産物供給基盤機能保全事業費は、川棚西部漁港機能保全事業、これは浚渫工事でしたが、この事業で川棚港湾用地を県から借りましたが使用料が免除となったことから13節を100万円減額し、川棚西部漁港機能保全事業の内容変更に伴い、14節を300万円減額するものでございます。

次の海岸堤防等老朽化対策事業費につきましては、川棚西部漁港片島A護岸などの施設補修工事費の増額を見込み、14節を27万円増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費につきましては、3節で時間勤務手当の不用額を見込み減額し、18節で事業拡大及び事業継承に係る補助の実績がなく減額するものであります。

次の3目観光費、説明欄の観光費につきましては、18節で新型コロナウイルス感染症の影響でかわたな夏まつりが中止となり、運営団体への補助金250万円を減額し、27節で新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理者への休業協力金の増額により、観光施設事業特別会計への繰出金を1,080万円増額するものであります。

次の長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金事業費につきましては、片島公園で建設中の観光交流施設工事費の増額を見込み、14節で100万円を増額するものでございます。

次の5目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の新型コロナウイルス感染症緊急経済支援給付金事業費につきましては、飲食店に20万円、飲食店以外の事業所に10万円を給付するものでありますが、給付実績により18節を2,490万円減額するものであります。

次の新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業費につきましては、時短要請に対応した飲食店に協力金76万円を支払うものでありますが、支払実績から不用額を見込み、7節で912万円減額するものであります。

その次の長崎県事業継続支援給付金事業費につきましては、新規事業でありまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で影響を受けた事業者に20万円を支援するものでございますが、1節、3節、4節、8節で会計年度任用職員の人件費を、7節で事業者への支援金2,000万円を、10節に事務用品費、11節に郵便料、口座振込手数料を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費につきましては、3節で時間外勤務手当の不足を見込み増額し、4節は不用額を見込み減額するもので、次の2項1目道路橋梁総務費につきましては、道路台帳補正委託業務の落札

減が生じ13節を減額するものでございます。

次の3項2目ダム対策費につきましては、8節で不用額を見込み減額するもので、次の4項2目港湾建設費につきましては、県営事業の白石港湾改修事業及び川棚川下流域護岸改良事業が減額となりましたので、18節で地元負担金を減額するものであります。

次の5項2目公園管理費につきましては、12節で中央公園緑化管理業務などの落札減を減額するもので、次の3目公共下水道費につきましては、公共下水道事業会計の補正に伴い、23節で出資金を増額するものであります。

一番下の6項1目住宅管理費につきましては、12節で町営住宅等長寿命化計画策定業務の落札減が生じ、不用額を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項2目事務局費につきましては、3節で時間外勤務手当の不足を、4節で共済組合負担金の不足を見込み、それぞれ増額するものであります。

2項1目学校管理費、説明欄の川棚小学校管理費及び小串小学校管理費につきましては、4節で川棚小学校及び小串小学校の特別支援教育支援員の社会保険料が不足し増額するもので、次の川棚小学校保健特別対策事業費から、一番下の小串小学校保健特別対策事業費までにつきましては、国の補正予算により小中学校の感染症対策を強化するため必要となる保健衛生用品等の購入を支援する、感染症対策等学校教育活動継続支援事業が創設されたので、本事業を活用して、10節で3小学校で購入するマスク等の消耗品の購入に要する経費を、17節でCO2モニター等備品の購入費に要する経費を計上するものであります。

次の3目施設整備費につきましては、補正額の増減はなく財源内訳を補正するものであります。

3項1目学校管理費につきましては、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業を活用して、川棚中学校で購入するマスク等の消耗品やCO2モニター等の備品を購入する経費を計上するものであります。

一番下の4項1目社会教育総務費、説明欄の社会教育総務費につきましては、1節及び3節で不用額を見込み記載のとおり減額し、13節でも不用額

を見込み10万円減額するものであります。

次の町自主文化事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で自主文化事業が中止となり、11節及び12節で記載のとおり減額し、13節も13万円減額するものであります。次のページをお願いいたします。

2目公民館費につきましては、3節で不用額を見込み減額するもので、次の3目公会堂費は補正額の増減はなく、財源の内訳を補正するものでございます。

次の5項3目体育館管理費につきましては、3節で不用額を見込み減額するもので、次の4目照明施設管理費及びその次の5目柔剣道場管理費は、補正額の増減はなく財源内訳を補正するものでございます。

一番下の6項1目管理費、説明欄の管理費につきましては、3節で時間外勤務手当の不足を見込み増額するもので、次の運営費につきましては10節で燃料費の不用額を見込み減額するものであります。

次の施設維持補修費につきましては、14節で屋根防水改修工事等の入札減により不用額が生じ減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項2目林業施設災害復旧費につきましては、新谷地区の自然災害防止事業において測量設計を行ったところ、復旧面積が増となり14節の工事請負費をそれに伴いまして増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額するものでございます。

歳出は以上でございます。なお、次ページ以降につきましては、給与費明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

続きまして歳入を説明いたしますので、10、11ページをお開きください。

6款地方消費税交付金であります。1項1目地方消費税交付金につきましては、交付額が確定しましたので、確定により減額をするものでございます。次のページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金であります。1項3目農林水産業費負担金につきましては、歳出で説明しました自然災害防止事業の増額に伴い地元負担金を

増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

12款使用料及び手数料であります。1項3目労働使用料につきましては、勤労青少年ホーム使用料の減額を見込むもので、次の4目土木使用料につきましては、主にプレジャーボートの係船料の減額を見込むものでございます。

次の教育使用料につきましては、公会堂使用料や体育館使用料など、社会教育施設の使用料を減額を見込み計上するものであります。次のページをお願いいたします。

13款国庫支出金であります。1項1目民生費国庫負担金から、2項5目総務費国庫補助金までは、交付額の決定あるいは内示もしくは歳出の増減に対応するものでありますので、個々の説明は省略ということでご了解お願いしたいと思います。次のページをお願いいたします。

14款県支出金であります。この県支出金におきましても、国庫支出金と同様に、交付額の決定あるいは内示もしくは歳出の増減に対応するものでありますので、個々の説明は省略ということでご了承をお願いいたします。22ページをお願いいたします。22、23ページになります。

17款繰入金であります。2項基金繰入金であります。下水道事業基金、減債基金、財政調整基金及び役場庁舎建設基金からの繰入金をそれぞれ減額し、総額で6,470万円を減額するものであります。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。4項5目雑入におきましては、説明欄の長崎県町村議会議長会助成金を実績に合わせ減額するもので、次のコミュニティ活性化支援事業助成金はかわたな夏まつりの中止により全額減額するものであります。次のページをお願いいたします。

20款町債であります。こちらにつきましては、1項1目総務債から7目災害復旧債までは、歳出の実情に合わせ増額又は減額を行うものでございます。

次の11目減収補てん債につきましては、地方譲与税等の交付実績が基準財政収入額を下回るとともに、普通建設事業費の財源不足がある場合に借り入れることができるもので、本町では地方消費税交付金などの減少が大きく、計算の結果1,278万2,000円を借り入れることにしたものでご

ざいます。

歳入は以上であります。次に6ページをお開きください。

第3表地方債補正であります。この地方債補正につきましては、先ほど歳入で説明しました20款町債に対応するものでありまして、補正前と補正後の限度額の差が26ページの町債の補正額と一致するものであり、補正後の限度額の合計を9億6,968万6,000円とするものであります。次に5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。漁港施設災害復旧事業につきましては、川棚防波堤の災害復旧工事を令和2年度と令和3年度で実施することにしており、令和3年度の債務負担行為として限度額を計上するものでございます。

以上が「令和2年度一般会計補正予算（第9回）」の内容でございます。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 歳出の32ページ、33ページにあります戸籍住民基本台帳費の増額の件ですけれども、400万円、マイナンバーカードの発行事務委託費を増額するということでしたが、これはどのようなところに委託をするのかということと、この400万円というのは、既に委託されてある金額の増額なのか、あるいは新規の委託費なのかということをお聞きしたいと思えます。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 議員の質問にお答えします。まずこの委託料ですけれども、これは地方公共団体情報システム機構という団体に委託をすることとなっております。これは全国の自治体全てがここに委託をするということになっております。この機構については地方公共法人という形で、主な業務としましては、住民基本台帳ネットワークシステムの運営であるとか、個人番号カードの作成業務、こういったものを委託しているということになっております。ここの委託料については、前期分と後期分という形で支払いをするんですけれども、後期分の金額がなかなか示されてこないということで、前期分の分をとりあえず賄える分だけを当初予算で200万計上をしていたところです。で、今度金額が示されましたので、その不足分を補正として計上した

ものです。この金額については全額国庫補助ということになっております。
以上です。

議 長 堀田議員。

10番堀田 10番、堀田です。45ページのですね、新規事業で長崎県事業継続支援給付金事業費で2,074万計上されておりますけど、これは飲食店あるいはそのほかの事業者も全部該当するのですか。あるいは何社ぐらい予定をされているのでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。まずこの事業につきましては、県・町合わせて20万円を給付するという事業であります。それで、まずこの事業を受けられる対象者といたしましては、この時短営業を実施した県内の飲食店と直接又は間接的に取引がある事業所ということになっております。ですので、飲食店に対してですね、こういった取引があるところが対象となります。それで、事前に営業時間短縮要請の協力金を支給を受けられた飲食店については対象外となっております。あと、この事業所につきましては、県から各センサスに基づいて県が指定した事業所が送られてきております。その事業所につきましては、106事業所ということで送られてきております。ただそれを精査をいたしまして、今回100事業所として補正で計上をしているところであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

6番山口 33ページのですね、先ほどの田口議員の質問と関連するんですが、そこの委託料、これはマイナンバーカードの発行経費だということだったんですけども、恐らく現在ですね、土曜とか日曜日にマイナンバーカードのですね、取得推進のために住民福祉課ですか、これが窓口でやられている関連かなと思ってるんですけども、これによって市町村役場でですね、いわゆるマイナンバーカードが取得できるようになったんじゃないかと思っているんですよね。まあこの事業によってどれくらいこの取得者が増えていっているのか、その状況がわかればお尋ねしたい。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい、議員の質問にお答えします。現在の交付率の情報については今は持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

議員が言われるように、現在第2・第4の日曜日の午前中に交付と受付の申請事務を行っております。それから、週1ぐらいだと思いますけれども、夜間の7時まで、これもあとでちょっと詳しく言いたいと思います。7時までやっております。それから地区の公民館のご協力を得てですね、地区の公民館の方でも交付申請事務を行っておりますので、交付率については若干上がっているものと思われまます。後ほどお答えしたいと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 はい。歳入の方の24ページ、25ページですけれども、25ページにありますコミュニティ活性化支援事業助成金の減額ですが、これはどういうところからいただいている助成金なのかということと、いくらがいくらに減額になったのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。田口議員の質問にお答えいたします。まず補助金の支出先になりますが、長崎県町村振興協会の方になります。そして補助率につきましては2分の1ということになりますので、夏まつり補助という形で、かわたな夏まつりを実施する団体に補助することになっているわけなんです。その2分の1ということで125万円、250万円を補助することにしておりますので、その半分の125万円ということになります。以上でございます。

議 長 ほかに。波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。13番、波戸です。44ページ、45ページになるんですけれども、観光費のところの27節1,080万円繰出金が出ておりますけれども、この1,080万円の算出された根拠がわかれば教えてください。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。この事業につきましては、特別会計からのものでありまして、その特別会計のときの説明ですね、説明を行うようには考えとりますけれども、よろしいでしょうか。はい、すいません。

議 長 そうということだそうですから、よろしいですか。はい、波戸議員。

1 3 番 波 戸 ちょっと関連になるんですけれども、12月の議会の方で、宿

泊キャンペーン事業費ということで2, 250万を補正で予算付けていらっ
しゃいますけども、くじゃく荘をはじめ、ほかの事業所があるんですけど
も、メインとなるくじゃく荘の方が1か月程度休業されていたと聞いておる
んですけども、そこで例えば使わなかった部分のお金の、例えば減額補正と
か、それをしないのであればこれはもう使ってしまうまでそのままにしてお
かれるのか。その辺をお尋ねします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。これも特別会計の方で説
明を行おうとしておりましたけども、くじゃく荘の分につきましては、まず
4月の13日から、昨年ですね、5月の18日まで36日間を休館といたし
ております。また、今年の1月11日から2月24日の45日間を休館をい
たしております。まずその間の補償ということで、12月補正でですね、ご
決定をいただいて支給するようにはしておって、随時支給はしておるとこ
ろであります。

あと、宿泊キャンペーンにつきましてはですね、今期間を3月末というこ
とで設けております。一応この3月末時点で一応期限がきますので、その3
月末時点でその金額が余れば不用額として今のところは処理するようには考
えております。以上です。

議 長 ほかに。小谷議員。

2 番 小 谷 すいません、今のところで後ほど説明されると言われたんで
すけども、予算的にはこっちが先ですので、ちょっと1点だけお聞きしたい
んですけども、今、休業期間を4月の分と1月の分と言われましたけども、
4月に関しては緊急事態が出てましたので、国からの要請も出てたかと思
いますが、1月からの休館に関しては、この繰出金の説明の時点では休業協力
金ということで言われましたけども、町からの休業要請というものは出てた
のでしょうか。どこからですかね。国からなり、県からなり、町からなり、
休業要請が出てから休館されているものか、その休館した理由というものを
確認をしたいんですけども。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。基本的には国のG o T o
トラベルキャンペーンが第3波の影響によりまして、今のところ休止状態で

あります。その休止状態であってやはり宿泊自体がキャンセル等がやはり入ってまいりましたので、状況によって、先ほど言いましたように1月の11日から2月の24日までの45日間は閉館といたしておるところであります。以上です。

議 _____ **長** 小谷議員。

2 番 小 谷 G o T o キャンペーンと休業要請とは別物だと思うんですけども、そこがどのような関係があるのかですね。ほかの宿泊業、町内何件かありますけれども、そちらは別に休業はされてないかと思いますが、その点どのような理由となってくるのでしょうか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。先ほど言いましたように第3波の影響がありまして、やはりキャンセルが相次ぎまして、観光協会の方から町に対して協議の場を持ってくれということで協議をいたしております。それで、そのまま開館をしておくとはやはり維持的な料金がかかるということで、ぜひ休館をしたいという要請がありまして、この期間中の休館ということで実施をしております。以上です。

議 _____ **長** ほかに。小谷議員。

2 番 小 谷 町と協議をして休館を決めたということで今説明がありましたけども、コロナ自体まだ収束するかどうかはわからないんですが、今後このようなことがあり得るといって見てもおかしいといけないということでしょうか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 今回の予算につきましては、令和2年度分ということで予算を取っておるところでありますけども、今後コロナの状況がどのように進展するかはわかりませんが、もしこのような状況があれば状況に応じて補正あたりをしていかなければならないんじゃないかと思っております。以上です。

議 _____ **長** ほかに。山口議員。

6 番 山 口 ちょっと今のでですね、非常に不思議なんですよね。緊急事態宣言とか飲食店に対する時短要請が出ていると。じゃあそしたら、G o T o キャンペーンがなくなってね、そこで国なり県なりからね、いわゆるG o

T o キャンペーンがなくなった場合には休館をしなさいと、休館その他の要請が出てないのにそれを休館したからいわゆる補償金をやると、そうすれば予約が消えれば、今回はG o T o キャンペーンというそういうのがあるんですけども、じゃあ予約をしといたのが予約がなくなればもう休館した方がいいんじゃないかと、それで休業補償をもらうと、非常に短絡的かと思うんですよ。そして指定管理というのは、あくまでも自分たちで経営をやっていますよと、そういう契約ですから、町の商工観光の方で休館に対して協議をして、じゃあどうぞ休館をやってくださいとそういう返答をしたわけですか。だからそれはあくまでも指定管理者の問題だと思うんですけど。なんかあたかも町と一緒に協議して休館をしたような今の課長の答弁なんですけど、非常に疑問に思いますけども、そこはどう考えるのか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。やはりキャンセルが相次ぎまして、やはり開けた状態にするとやはりそれだけ経費がかかるということで、観光協会の方からは一応休館の申し出がっております。それで、その分につきましては観光協会の意思でそのような申請を出されてはおります。ただそれを受け付けて、町とすれば了解をしたというところではあります。以上です。

議 _____ **長** ほかに。小田議員。

7 番 小 田 はい。7番、小田です。49ページの内容でお尋ねいたします。小中学校でですね、保健特別対策事業費の中で、ここです、マスク等の消耗品の購入とか言われましたけども、このマスク等はどのような対応をされるのかということ、あとCO2モニターということがありましたけども、CO2モニターというのがどういうものであるのかということ、それをどう利用活用するのかということをお尋ねします。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 はい、お答えいたします。学校保健特別対策事業に係るご質問をいただいたところでございますけれども、マスク等の対応はというようなことで、その対応っていうのがですね、どのようなふうな意味合いでの質問だったかっていうのがちょっと具体的に判断できないところだったんですけども、通常学校で使用する感染予防対策ということで、消毒液とかですね、

ハンドグローブとか、マスクも予備的なものということですのでね、購入をするようにしております。

それからCO₂モニター、これはどういったものか、どういう活用をするのかというようなご質問でありましたけれども、これにつきましては、室内の換気の頃具合といいますか、やはり室内のCO₂濃度が上がるとやはり換気が十分でないというようなことの中で、今は学校でも30分に1回程度は換気をしなさいというような形で事業の中でも示しておりますけれども、やはり一番感染が拡大が大きくなったときにはですね、常時開放というようなこともあったようでございます。そういった換気の頃具合を見ていく、その濃度の条件に応じて換気をしていく、こういったものに役立てるためにですね、CO₂モニターを、室内のCO₂の状況を計測するというようなものです。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。はい、福田議員。

1 番 福 田 42、43ページです。森林環境譲与税事業費がありまして、委託料がその分なくなったということで積立金の方に回されたということですが、当初予算ではこの256万8,000円、これはいろんな事務費やら、いろんな積立金以外の合計金額になるんですけど、当初予算であった項目を補正のときには委託料に一括していいものでしょうか。また、その委託料はどのようなふうな委託の目的があったのかお聞きしたいと思います。

それから52ページ、53ページの災害復旧費の500万の増です。これは面積が増えたからだというふうな説明ですが、災害復旧にはいろんな調査があっていたと思うんですが、要は測量がまずかったのか、それとも範囲を何かの理由で認定するといいますか、そういう理由があったのか、面積が増えたということについての説明をお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。まずは42、43ページの森林環境税の関係の質問にお答えをいたします。まずこの委託料についてなんですけども、まず経営管理権の集積計画により、この集積した森林について市町村、森林経営管理事業としまして切り捨て間伐を実施するということといたしておりました。町が事業発注をまずいたしまして、必要な林分調

査の業務と、あと設計積算業務及び次年度の切り捨て間伐事業の発注後の施工管理についてを一括して委託するように当初は計画をしておいたところがあります。これを12月の議会においてご決定をいただいたという経過があります。その後、発注に向けて業務を進めてはきておったんですけども、コロナウイルスの影響拡大によりまして、業者等の対応ができないということがありまして、3月中の林分調査とあと設計積算業務の完成が困難ということから今回このような補正をいたしているところでもあります。

それと52ページ、53ページの災害復旧費についてであります。説明欄の災害復旧費の500万円増についてなんですけども、これは令和2年6月及び7月の豪雨によりまして、先ほど財政課長からも説明がありましたように、新谷地区と白石地区において災害が発生をしておるところであります。あと今回この事業費の算定に向けまして、委託費を発注しまして、詳細設計ができましたので、その詳細に応じて新谷地区で600万円の増、白石地区で100万円の減というふうな積算の内容になりまして、結果として500万円を増額をするものであります。あと面積の変更等々の財政課長から説明がありましたけども、詳細設計によりまして延長がある程度確定をいたしましたので、その延長に応じた設計を行って出た金額がそのようになったということでもあります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで。はい、企画財政課長。

企画財政課長 すいません。冒頭の私の説明において、この補正予算書の5ページでございますが、債務負担行為補正でございます。こちらの方の説明の中で、これは三越防波堤の災害復旧に関するものでございますが、説明の中で川棚防波堤と誤って説明いたしましたので、訂正してお詫び申し上げます。

議 長 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 ありませんか。次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第9回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:20)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:20)

(…休憩…)

(11:30)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第4、議案第2号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6億87万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,351万9,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますの

で、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは補正予算の内容につきましてご説明をいたします。歳出から説明をいたします。12、13をお開きください。

1款総務費、2項1目賦課徴収費につきましては、財源区分の調整であります。次のページです。

2款保険給付費、2項高額療養費につきましては、給付費の動向から決算見込みによりそれぞれ増額及び減額補正をするものです。次のページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金は、広域化に伴い県に納付するものでございますが、納付額に変更はございません。低所得者に対する保険料軽減制度の国・県・町の負担額が決定いたしましたので、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分において財源区分を調整するものです。次のページをお願いします。

8款諸支出金、1項3目保険給付費等交付金償還金につきましては、令和元年度の特典健診等負担金精算に伴う超過交付分を返還するための増額補正であります。次のページです。

9款1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額補正を行うものです。

歳入を説明します。6ページ、7ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、それぞれの節において決算見込みにより減額補正を行うものです。次のページです。

3款国庫支出金、1項1目災害等臨時特例補助金につきましては、交付決定に伴う増額補正であります。次のページです。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、低所得者に対する保険料軽減制度の国・県・町の負担額が決定いたしましたので、一般会計繰入金として減額補正を行うものです。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8番田口 はい。今説明でありました6ページ、7ページの国民健康保険税の減額ですけれども640万円、それぞれ医療費関係、後期高齢者関

係、介護関係とこうありますけれども、結局この減額っていうのは負担すべき対象者が減ったということではないのかなと思われるのですが、結局それぞれの町民が負担をする金額が減ったということではないかと思いますがそうでしょうか。そしてその要因っていうのはどういうものかというのをお聞きします。少し余裕を持って予算を組んであったのかなとも思ったりしますが、どういうものか。

議 _____ 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。おっしゃるとおり人数の減少と、それからコロナの減免によるものも若干含まれております。以上です。

議 _____ 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ 長 よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第2号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「令和2年度

川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

（ 1 1 : 3 6 ）

議 長 次に、日程第5、議案第3号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第3号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ549万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,675万円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは補正の内容についてご説明をいたします。歳出から説明をいたします。10ページ、11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、健康診査事業における集団検診、個別検診の受診者増に伴う支出見込みから増額補正を行うものです。次のページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、決算見込みによる増額補正であります。

次に歳入です。6ページ、7ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、決算見込みによる増額補正であります。次のページです。

6款諸収入、3項2目雑入につきましては、歳出1款総務費で説明をいたしました健康診査事業費について広域連合負担分を受け入れるものです。以上です。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

（ 1 1 : 4 0 ）

議 **長** 次に、日程第6、議案第4号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第4号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ86万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,055万1,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは補正の内容につきまして、ご説明をいたします。歳出から説明します。8ページ、9ページをお開きください。

1款総務費、1項3目認定事業費につきましては、東彼地区保健福祉組合分担金の減額に伴う減額補正であります。次のページです。

4款地域支援事業等費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、地域包括支援センター職員の人件費の減に伴うもの及び介護予防通いの場運営補助金の増による補正であります。

同じく1項2目包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括支援センター職員の人件費の減に伴う減額補正であります。次のページです。

6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、介護保険被保険者資格喪失者への還付に伴う増額補正であります。次のページです。

7款予備費、1項1目予備費につきましては、最入歳出の見合いにより増額補正を行うものです。

歳入についてご説明します。6ページ、7ページです。

8款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金につきましては、歳出で説明をいたしました、1款総務費で説明しました東彼地区保健福祉組合に支出します一般会計からの繰入分を減額補正するものであります。以上で説明を終わります。

議 **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:44)

議 長 次に、日程第7、議案第5号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第4回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第5号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,080万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,647万1,000円にしようとするものであります。

なお、補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響によるくじゃく荘等指定管理者施設の休業協力に係るものであり、補正予算の詳細につきましては産業振興課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは、補正予算の内容につきましてご説明をいたします。歳入から説明をいたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金1,080万円の増額につきましては、このあとに説明いたします歳出の増額分について、一般会計からの繰入

金を増額するものであります。

続きまして歳出を説明しますので、次のページ、8、9ページをお開きください。

1款観光施設事業費、1項1目管理費の説明欄の国民宿舎管理費1,080万円につきましては、12節委託料に係るものであります。先の9月の定例会におきまして、補正予算のご決定をいただいた新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、施設の閉鎖を行った指定管理事業施設でありますくじゃく荘及びしおさいの湯の収益減少に対して影響額相当分を休業等交付金として支出をするものであります。くじゃく荘につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、令和2年4月の13日から5月の18日、36日間臨時休業し、その間の収益減少相当額分の臨時休業等協力金といたしまして、11月までに2回支出をしている状況であります。その後、町内の宿泊施設につきましては、国のG o T oトラベルキャンペーンと連動した町の宿泊キャンペーン事業によりまして、大変好評となり多くの宿泊客を誘致し、持ち直しが図られたところでありましたが、第3波の感染症拡大の影響によりまして、国のG o T oトラベルの停止措置がなされたことによりまして宿泊予約のキャンセル等が相次ぎ、本年1月11日から2月の24日の45日間休業を余儀なくされた状況であります。想定以上の影響となりましたので、休業等協力金を増額補正するものであります。なお、増額分につきましては、交付金を活用することとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。山口議員。

6 番 山 口 4月の13日から5月18日というのは、国が全国的に、いいですか、緊急事態宣言を出したと、そこで全国民に不要不急の外出自粛等の要請がなされた中ですからこれはわかるわけですよ。ではそしたらこれがね、1月11日から2月24日というのはこれは、今は1都3県の緊急事態宣言はまだ残ってますけども、だからこれは長崎県は国から緊急事態宣言は出されてないわけですよ。そして今課長の説明でいけばね、G o T oキャンペーンで予約が減ったからと、それで休館をしたから休業協力金を支払うものだろうと。そしたらG o T oキャンペーン現在もやってないんですよ。

再開されてませんよね、課長。これは現在はまだ休館してるんですか。そしたらG o T oキャンペーンがなくなったから、休館をしたから休業の協力金等を払ったと、現在もG o T oキャンペーンはやられてません。そしたらこれは理由になるんですか。その点をちょっとお尋ねしたい。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。まず今のくじゃく荘の状況ですけども、1月の11日から2月の24日の45日間を休業いたしております。それで25日から開業をしておるところであります。基本的には先ほどご説明をいたしましたけども、G o T oトラベルのキャンペーンと連動して町の宿泊キャンペーンも実施をしてきた中で大変好評でありましたけども、ただ、第3波の影響でG o T oトラベルが今休止状況になっております。それに対してやはりキャンセル等が多くなって、どうしてもやはり休業をせざるを得ないという状況に至っております。そこで先ほど申しましたけども、観光協会の方から休業申請が提出されて、町が承諾をしたという状況にあります。ただ、町内でも数名の方がコロナ発生をされておりますし、やはり町から要請を出さなければいけなかったのかなというふうに私は個人的には思うんですけども、やはり県としましてもこういった休業要請等もちょっと出ていない状況でありましたけども、やはり施設のことを考えますとやはり休業されてそれに対して国からの交付金を充てるというふうにはですね、担当課でも考えたところあります。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

6 番 山 口 私言ってるのはね、理由を言っているわけですよ。G o T oキャンペーンG o T oキャンペーンと、それが停止したから予約が減って休業をしたと、じゃあ現在はなぜ開館できるのかと。G o T oキャンペーン現在やってないわけでしょう。そしたら2月24日まではG o T oキャンペーンが停止ですから休館をしたと、じゃあ2月の25日からG o T oキャンペーンが開始されたのかと、開始されてないわけですよ。そしたら同じ状態じゃないんですか。そしたら同じ状態で、なぜ休業を協議しますよと、もうやむを得んでしょうと町が言った、町がそれは最終的に協定書の中にあるんでしょうからそれは構わないんですけども、理由がG o T oキャンペーンがなくなったというのは全く同じ状態が続いているのに、現在は開館してやら

れている。じゃあ1月11日からなぜやれなかったのか。さっきから課長はG o T oキャンペーンがなくなったからなくなったからと、停止になったからと、現在も続いているじゃないですか。だからその説明がG o T oキャンペーンのせいに一方的にしてしまっていると。だから状況はG o T oキャンペーンが停止している状態は変わってないわけですから。そのこのところの説明をきちんとお願いしたいと言っているわけですよ。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。この24日まで休業をされた理由といたしましては、やはり先ほど言いましたようにキャンセルが相次いでおります。ただ25日以降の予約が申込みがあっている状況に対して、やはり25日から開業をしたいという申し出もあっておりましたので、一応24日までということですのでね、期間を定めたところであります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質問はありませんか。波戸議員。

1 3 番 波 戸 先ほど一般会計の補正の方でも1,080万、根拠を聞いたんですけども、この場で説明があるとされたんですけども、まあ交付金を活用したぐらいの説明しかなかったんですけども、この1,080万根拠となる数字があればお知らせください。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、この根拠についてお答えをいたします。まずこれは私が今日持ってきたデータにつきましては、宿舎としおさいを利用されるデータとあと金額を持ってはきております。ただ、これは1年分ということで、1月から12月のデータでまずはご説明をいたしたいと思っております。まず、令和元年度の1月から12月と、令和2年度の1月から12月の宿泊数といたしましては、令和元年度が1万5,897名に対しまして、令和2年度が1万4,481、8.9パーセントの減となっております。あとしおさいの湯につきましては、令和元年度が13万8,589名に対しまして、令和2年度が10万と1,877名の26パーセントの減となっております。あと、先ほど言いました1月、2月につきましては休業をしておりますので、そこがちょっと数字がゼロという形にはなってはおりますけども、あと、支払いの見込みについてですけども、まず令和2年の10月8日に1,400、宿泊

施設と温泉施設を足した金額になりますけども、令和2年10月が1,460万、令和2年11月が500万、12月が300万、1月が500万、2月が740万、3月が500万、これがまず9月の補正をご決定いただいたときの総額としまして2,920万、それに対しまして先ほど言った額の合計をしますと4,000万になりますので、残りといいますか、1,080万円の増額という見込みを持っているところであります。以上です。

議 長 波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。国民宿舎に限らずですね、国の方ではいろんな形で給付金、まあ給料が減った従業員さんとか、そういう企業の方にもいろんな形で給付金が出てるんですけども、その辺の給付金も使っていらっしゃると思うんですが、そこら辺まで把握をしての支出になるんでしょうか。例えば今支払いの額で言われたんですけど、従業員さんとかそういう補償があつていいのかあつてないのか、国の方の給付金ですね。そこはどういうふうになっていきますか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。観光協会、くじゃく荘の方におきましては、やはりそういう国の給付金も活用されております。その金額自体はちょっと今把握をしてないんですけども、その分を引いた額ということで今予算を計上しているところであります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 今数字が出ましたけども、指定管理に関しては令和2年度から更新されて、新たに更新してから始まったと思いますけれども、その前に出された事業計画書等もうあつてないようなものになっていると思います。今の現状からすればですね。1月の休業の際に協議をされたということですけども、今後の事業計画といいますか、売り上げで言いますと、売上がじゃないですね、宿泊者数で言いますとくじゃく荘でいって8.9パーセント減となっておりますが、ほかの事業、飲食店等に関してもほかの事業に対しても、20パーセントもしくは50パーセント以上の減収があつたところに対しては、国からの支給、県からの支給というものがあつております。今後の事業計画に関して、どのようにやっていくのかという協議がされているのかどうかですね。このままの状況でしたら、また令和3年度も同じような

形で資金がかかってくると思いますが、その辺の協議というものはされてるものなんでしょうか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。先ほど小谷議員からは8.9パーセントの減ということで、私もそのように説明はしたんですけども、これはあくまでも1月から12月分のデータで8.9パーセントということで説明をしておりますので、1月、2月を入れますとまだ減ります。ただその数字はちょっとまだ出してはいないところであります。それと、あと事業計画についての協議について質問がありましたけども、まだ今現在のところは詰めての協議ということはまだ行ってはいない状況です。ただ、今後やはりこういった状況ですので、早急にやっぱり行っていく必要があると考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですか。次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第4回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

(12:04)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(12:04)

(…休 憩…)

(13:10)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 ここで住民福祉課長より午前中の質問に対する答弁を受けたいと思います。住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。それでは午前中に一般会計補正予算の審議の中で山口議員の方からマイナンバーカードに係る交付率、それから申請交付についての取組状況についてご質問がありましたので、お答えさせていただきたいと思います。まずマイナンバーカードにつきましては、申請件数、交付枚数、交付率が主な数字としてはございますけれども、申請件数につきましてはまだ交付をされていない、それから取りに來られていないという部分もありますので、ここでは交付枚数と交付率についてお答えしたいと思います。まず令和2年の3月31日末、2年度末ですね、につきましては、交付枚数が1,595枚、交付率につきましては11.5パーセントでございました。で、直近の令和3年2月28日末現在では、交付枚数が2,916枚、それから交付率につきましては21.0パーセントとなっております。交付枚数につきましては、1,321枚増えていると、11か月の間に増えているということになります。これは個人で自分で申請されて交付された件数も含まれております。また、現在の取組としましては、休日の開庁、月2回第2・第4日曜日に午前中開庁をしております。ここでは多いときには70名ほど、少ないときには15名ほどということで、開庁日によってばらつきがあるようです。それから平日の週2回、火曜日と木曜日に19時まで申請交付の受付をしておりますけれども、ここではあまり予約等は入っていない状況である

ということです。それから、出張申請につきましては、1月19日から29日の7日間、いきがいセンターを含みます13か所の地区公民館等出張申請を行っております。ここでは計121名の申請がっております。そのほか学校、それから議員さん、民生委員さんに対しても、出張申請を行っております。以上、取組の状況とさせていただきます。

議 長 それでは議事に入ります。日程第8、議案第6号「令和2年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第6号「令和2年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、資本的収入及び支出の予算の総額に、収入支出それぞれ6,500万円を追加し、収入予算の総額を3億2,329万8,000円に、そして支出の予算の総額を4億8,889万6,000円にしようとするものであります。

補正予算の詳細につきましては、水道課長補佐より説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 水道課長補佐。

水道課長補佐 それでは補正予算の内容についてご説明いたします。今回の補正につきましては、本町が補助事業として取り組んでおります、防災安全社会資本整備交付金事業、国の補助メニューでございますが、このことについて国の第3次補正予算の成立を受け、所要の補助金の追加申請等の手続きを経て、現在は補助の内示をいただいているというものでございます。それでは議案書の4ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書によりご説明いたします。資本的収入及び支出についてですが、先に支出の方からご説明させていただきます。

1款1項1目下水道建設改良費の委託料につきまして、先ほど申し上げました防災安全社会資本整備交付金事業として実施予定の6,500万円を増額するものでございます。事業の内訳としましては説明欄に記載しておりますが、浄化センター改築・更新実施設計業務に2,300万円、浄化センター耐震化実施設計業務に2,200万円、下組雨水排水区浸水シミュレーション業務に2,000万円を予定しております。

次に資本的収入についてご説明いたします。

先ほどご説明しました事業費 6, 500 万円の 2 分の 1 に当たる 3, 250 万円を、1 款 2 項 1 目国庫補助金に増額し、4 項 1 目他会計出資金に同じく事業費の 2 分の 1、3, 250 万円を増額し、資本的収入としては事業費と同額の 6, 500 万円を増額するものでございます。次に議案書の 1 ページ目をご覧ください。

第 2 条において、当初予算の第 4 条に定めた資本的収入及び支出の補正を記載しております。先ほどご説明したとおり収入支出それぞれ 6, 500 万円を増額することとしており、資本的収入を 3 億 2, 329 万 8, 000 円に、資本的支出を総額 4 億 8, 889 万 6, 000 円に改めることとしております。また、収入支出を同額補正することから、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 6, 559 万 8, 000 円については、当初予算から変わりはございませんが、消費税計算の関係から補填財源の配分に変更が生じるため、当初予算第 4 条本文の括弧書きについて補正予算書に記載のとおり改めることとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。小谷議員。

2 番 小 谷 今説明がありました、下組雨水排水区浸水シミュレーション業務というところですけども、下組の全部といいますか、どこからどこら辺が含まれてるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 水道課長補佐。

水道課長補佐 はい。平島の中央公園の野球広場の横に設置しております下組雨水排水ポンプ、その排水設備の排水区の範囲になりますので、図面をちょっと持ってきておりませんが、J R の線路沿いから手前の低い部分が該当するということになります。以上です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 浄化センターの更新、それから耐震化ですが、これは設計業務委託でございまして、この実際の工事はですね、設計業務が終われば直ちに入るのかどうか。そしてこれはまだ計画ですから、ちょっと定かじゃないところもあるかと思いますが、大体何年計画で終わるのか、単年度で

終わるのかですね。そういった部分の説明をお願いしたい。

議 _____ **長** 水道課長補佐。

水道課長補佐 はい、ご質問にお答えします。浄化センターの改築・更新実施設計業務に関わる改築・更新工事につきましては、令和4年度から7年度の実施を予定しております。浄化センター耐震化の実実施設計業務に係る改修工事につきましては、令和4年度の工事の実施を予定しております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号「令和2年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「令和2年度川棚町下水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 3 : 2 2)

議 長 次に、日程第9、議案第7号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局 長 ただいまの日程第9、議案第7号の議事日程の方ですね、まず「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」が正でございますけど、こちらに「税」が入っておりますので、これを訂正していただけますでしょうか。

議 長 もとい。次に、日程第9、議案第7号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第7号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

本改正案は、令和2年2月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、川棚町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

なお、改正の詳細につきましては、健康推進課長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明をいたします。

先ほど町長が申し上げましたとおり、今回の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う条例改正であります。この法律の一部改正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものであります。それでは新旧対象表によりましてご説明をいたします。

附則第2項「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に変更するものであります。

なお、今回の改正につきましては、定義を改めるものであり、実質的な内

容変更は伴わない形式的な改正であるため今後の影響はございません。改正文にお戻りください。

附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する。」としております。以上で説明を終わります。

議 _____ 長 これから質疑を行います。よろしいですか。

「な し」の声あり

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 3 : 2 8)

議 _____ 長 次に、日程第10、議案第8号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ 長 議案第8号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今年度は1期を3年とする介護保険事業計画の最終年であり、次年度から新たに3年間の計画策定が必要となりますが、先に開催されました介護保険運営協議会において、介護保険料基準月額の議決をいただきましたので、介護保険料の適用期間年度の改正及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う、新型コロナウイルス感染症に関する改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。では、「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明をいたします。新旧対照表で説明をいたします。

第3条第1項につきましては、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、第2項から第4項までにつきましては、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改めるものであります。

第10条の2の改正につきましては、先ほど国民健康保険条例の一部改正でもご説明をいたしましたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルスの定義が改められましたので、該当する条文の改正を行うものであります。

改正文の附則をご覧ください。この条例の施行期日について、令和3年4月1日から施行するとしております。

また、経過措置といたしまして、第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとしております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** ありませんね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:32)

議 長 次に、日程第11、議案第9号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第9号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本町におきましても居宅介護支援事業所における管理者要件、利用者の人権擁護、虐待防止、感染症対策の強化における既定の追加及び見直しが必要となったことから関係条文の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明をいたします。新旧対照表で説明をいたします。

第3条第5項につきましては、事業者における利用者の虐待防止の推進についてを、第6項につきましては、厚生労働大臣が公表する被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況、その他の厚生労働省令で定める事項の有効活用について新たに規定したものであります。

第6条につきましては、管理者について事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とする改正であります。

第7条につきましては、質の高いケアマネジメントの推進の観点から、ケアプランにおける介護訪問、通所介護、福祉用具貸与等の各種サービスの割合について利用者に説明を行うことを規定した条文を追加いたしております。

第16条第2項第2号につきましては、感染防止や他職種連携の促進の観点から、利用者等が参加する運営基準において実施が求められる各種会議について、利用者の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める規定の追加であります。

8号の2につきましては、事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられたサービスに係る費用の妥当性についての規定を追加しております。

第22条の第4項につきましては、事業者が職場におけるハラスメントに関する必要な措置を講じることを新たに設けております。

第22条の2につきましては、第1項から第3項について、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる改正を構築する観点から、介護サービス事業者を対象に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練等について新たに規定をしております。

第24条の2では、事業所における感染症の発生及びまん延等に関する取組の決定を求める感染症対策強化の規定を新たに設けております。

第25条では、事業所における掲示物に関する規定を新たに設けております。

第30条の2では、事業所での虐待防止に関する規定を新たに設けております。

第34条では、事業者の業務負担軽減や、いわゆるローカルルール解消を図る観点から、事業者における諸記録の保存、交付等について、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確にする規定を新たに設けております。

附則の方に戻ってください。この条例の施行期日について、令和3年4月1日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に日程第 1 2、議案第 1 0 号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 1 0 号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本町においても利用者の人権擁護、虐待防止、感染症対策の強化における規定の追加及び見直しが必要となったことから関係条文の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の内容についてご説明をいたします。

先ほど町長が申しましたように、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う、先ほどの第 9 号の改正と同じ内容となっております。介護サービス事業者の種類が異なりますが、改正の内容につきましては、先ほどの 9 号と同じ内容でございますので、説明は省かせていただきたいと思います。

附則をご覧ください。この条例の施行期日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から施行するとしております。以上、説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「川棚町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:42)

議 長 次に日程第13、議案第11号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第11号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本町におきましても利用者の人権擁護、虐待防止に関する規定の追加が必要となったことから関係条文の改正を行うものであります。

す。

なお、詳細につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは説明いたします。

この改正につきましても、9号、10号の改正と同様、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴うものでございますので、改正内容としては同じものとなります。

施行期日につきましても、令和3年4月1日から施行するというようにしております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:46)

議 長 次に、日程第14、議案第12号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第12号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本町におきましても利用者の人権擁護、虐待防止に関する規定の追加が必要となったことから関係条文の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 こちらの改正につきましても、9から11号で改正をいたしました、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴うものでございますので、内容についても同様の改正内容であります。

施行期日につきましても、令和3年4月1日からとしております。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「川棚町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:49)

議 _____ **長** 次に、日程第15、議案第13号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第13号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

自転車通行帯に関する基準を新たに規定する、道路構造令の一部を改正する政令が、平成31年4月25日に施行されたところであります。また、歩行者利便増進道路の創設に伴い、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴

う関係政令の整備に関する政令が、令和2年11月25日に施行されております。これに伴い、川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたので、改正しようとするものであります。

その他詳細につきましては、建設課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。それでは、本議案の詳細につきましてご説明いたします。まず新旧対照表をご覧ください。

最初に、第10条についてご説明いたします。自転車道を設けるものとされていた道路の規定にはですね、これまで設計速度の規定がありませんでしたが、今回時速60キロメートル以上の規定を設けるものであります。

次に今の上の第9条の2については、自動車、自転車、あるいは歩行者の交通量が多い道路には、車道の左寄りに幅員1.5メートル以上の自転車通行帯を設けることとする規定を新たに追加するものであります。

次に、次のページにいきまして、第33条につきましては、交通安全施設として自動運行者の安全な運行を道路インフラ側から位置の補正などによって補助する自動運行補助施設を追加するものです。

次の第45条では、歩行者利便増進道路として、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の設置について新たに規定するものであります。

以上が改正の内容ですが、本条例は道路構造令の各規定を参酌し、同様の規定を定めておりますので、国の道路構造令の改正に合わせて条例の改正を行うものであります。

それでは、改正条例の附則をご覧ください。この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。波戸議員。

13番波戸 13番、波戸です。お尋ねします。川棚町の町道ということなのですが、この条例に関わる町道というのはいくら辺があるのか、ちょっと頭の中に浮かんでこないんですけど、どこかありますか。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。この条例の町道は全部の町道ではありますが、今回の

改正に関わる部分については、現在のところないというふうに考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「川棚町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:55)

議 長 次に日程第16、議案第14号「川棚町立教育キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第14号「川棚町立教育キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたしま

す。

教育キャンプ場は、スポーツ基本法第24条の規定を踏まえて、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、キャンプ活動その他の野外活動及びレクリエーション活動を普及奨励するための施設として設置をしており、大崎キャンプ場の一般利用に比べて、利用の対象や利用の際の行為の禁止等の条件を厳しくして、これまで管理運営をしてきたところであります。

しかし、近年は本来の設置目的に沿った青少年等の健全な野外活動等の利用者は少なく、低調なものとなっているところから、教育キャンプ場施設の有効活用のために、本来の利用に支障のない範囲内において、有料により一般利用をすることができるように条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、教育次長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 教育次長。

教 育 次 長 はい。それでは、「川棚町立教育キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。改正本文の次のページの新旧対照表をお開きください。これにより説明いたします。右側が現行、左側が改正案となります。

まず、改正案の第4条は新設となります。第1項では、教育キャンプ場を利用することができる活動を、スポーツ基本法第24条の規定やこれまで利用を許可してきた活動利用の状況を踏まえ、第1号から第4号までを規定し、次の第2項では、第1項の各号に掲げる活動の利用に支障のない範囲内において、第1項の各号に掲げるほかの活動についても利用できることを規定するものです。

次に、改正案の第5条、第6条は、現行の第4条及び第5条がそれぞれ繰り下がったものであり、条文には改正はありません。

続いて、第7条は新設となりまして、使用料に関して規定するものです。第1項では、第4条第1項に基づく利用については使用料を無料とし、第4条第2項に基づく利用については、別表の使用料を徴収することを規定するものです。別表については、新旧対照表の裏面に付けております。

この別表の使用料については、大崎自然公園内施設である大崎キャンプ場、一般キャンプ場をですね、参考に設定したものでございます。

続いて、新旧対照表のまた前に戻っていただきまして、第2項では、第4条第2項による利用に係る使用料の納付の時期を規定するものです。

第3項では使用料の減免、第4項では使用料の還付について規定をするものでございます。

新旧対照表の裏面でございますが、改正案の第8条から第10条は、現行の第6条から第8条がそれぞれ2条ずつ繰り下がったものであり、条文に改正はありません。

続きまして改正本文に戻っていただきまして、附則を説明いたします。改正本文の裏面をご覧ください。

まず、附則の第1項は施行期日を定めるものです。本条例は令和3年4月1日から施行するものですが、改正後の第7条に規定する使用料の徴収等につきましては、周知期間を設けるため、令和3年6月1日から施行することを定めるものです。

次に、附則第2項から第5項においては、次のとおり経過措置を規定するものです。

附則第2項では、改正後の第4条に基づく利用全体について、適用区分を規定するものです。

附則第3項では、令和3年4月1日から同年5月31日までの改正後の第4条第2項の利用を無料とすることを規定するものです。

附則第4項では、改正後の第5条に基づく申請について、施行日前においても申請ができることを規定するものです。

附則第5項では、附則第4項による施行日前の事前申請に際し、改正後の第4条第2項に係る利用の事前申請に係る使用料の前納及び利用期間が6月1日をまたがる場合についての取扱いを規定するものです。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。小谷議員。

2 番 小 谷 ちょっと1点だけお聞きしたいんですけれども、今後一般利用が有料で借りられるということでもいいことだと思うんですが、有料にした場合、例えば宿泊となると夜の対応がどこがされるのかといいますか、大崎

キャンプ場でしたら管理棟がありまして観光協会かで対応されると思うんですけども、教育委員会の場合、夜間は閉鎖されていると思いますので、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 はい、ただいまの質問についてお答えいたします。夜間の管理はこれまでも教育委員会の方で行ってきたところですが、これについては今後委託を進めながらですね、管理をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかに。高以良議員。

9 番 高以良 第4条の2項のところでお尋ねしたいと思いますが、説明では一般の利用にも供したいということで改正されるということでしたけども、第2項で教育委員会が特に必要と認めるときは利用させることができるという条文になっていますが、例えばですよ、大人だけで単にキャンプをしたいというだけのときは、必要と認めるのに該当するのかどうかお尋ねします。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 お答えいたします。ただいまありましたように、例示として大人2名とか、大人だけの利用ということもありましたけれども、こういったものも一般利用として許可をしていくことで現状考えております。教育委員会が特別の理由があると認めるときはという文言を入れているのはですね、まあ何でもかんでもいいというようなことではなく、利用の目的を確認しながらですね、第4条第2項の許可としていきたいと考えておりますので、一般にレジャーを楽しむというような利用については一般利用として認めていきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかに。山口議員。

6 番 山口 もうちょっと本質的な部分じゃなくてですね、今町長の説明でいけばですね、第4条の1項に係る部分ですね、これの利用者がほとんど少ないと、そういった形で新たに第2項を設けたんだと、利用を広く広げると、せっかくの施設ですから。そういうことであればですね、大崎半島そのものを、いろんな施設を見たときに今もうほぼ9割以上それが指定管理者に施設は管理をされているわけですね。恐らく私の感覚でいけば残っているの

はこの教育キャンプ場だけじゃないかと思うんですよ。ですから行革その他考えた場合にですね、その一環として将来的にですね、ここも含めた指定管理というのは考えてないのかどうか、ちょっとそこをお聞きしたいと思うんですけど。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 はい、お答えいたします。教育キャンプ場については教育活動を目的とするような活動にこれまでも許可をしてきたものですが、町長の説明にもありましたように、本来の利用とするところの利用が少ない状況にあるということですね、やはり一般利用も認めながら有効な活用をということで今回、条例改正をさせていただいたところです。ただ、いわゆる観光施設として位置付けをしたらどうかというような今のご質問ではないかなというふうに思いますけれども、今後の利用の状況を見て、一般利用的なものが多ければですね、そういったことにも移行していく必要もあろうかと思しますので、教育委員会としてはせっきやく教育施設として設置をいただいていますので、子供会とかそういった活動の場として広く使われていけばですね、本来の目的にも沿いますし、それが一番いいのかなと思ながらも、やはり時代の流れの中でそうした利用が小さくなっているということも踏まえておりますので、今後また一般施設、観光施設としての指定管理の状況を見ながらですね、そのときに一緒にまた在り方を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議 _____ **長** ほかに。炭谷議員。

1 1 番 炭谷 1 1 番、炭谷です。利用率が非常に少なくなったからこういうふうにしていこうというふうなことは大体理解できるんですけども、過去5年なり10年なりの利用状況の件数とか、そういった状況、少なくきた背景とかあればお聞かせを願いたいというふうに思います。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 はい、お答えいたします。過去10年間においても利用の人数については、1年でですね、300人ぐらいの利用しか推移していないというのが現状でございます。そういったところでありますけれども、やはりそういった教育目的でですね、キャンプ場を利用される方もいらっしゃるので、そういったところも今は大事にしていきたいなというふうに考えており

ます。以上です。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 関連です。今の教育次長の判断は非常に私は期待をしたいと思いますが、今後少しそういった子どもたちといいますか、若い人たちが教育キャンプというふうなことを経験しているというのは、やはり若いうちにしとったほうがいいなというふうに私は思ったこともありますので、そういった件について今のような積極的な意見があるかと思いますが、何らかのこういった方針、そういった事業を進めるための人材の活用といいますか、そういった指導者といいますか、そういったところがあれば聞かせていただきたいと思います。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい、お答えいたします。ただいま炭谷議員の方からも貴重なご意見をいただきましたが、教育委員会としましてもこういった野外活動を推進するために地区の子供会などと連携してですね、夏場には「わくわくDAYキャンプ」などのですね、実際そういった野外活動に沿ったですね、普及活動をしております。そこではDAYキャンプですので、レクリエーションをしたり、飯ごう炊飯をして食事をしたりというようなDAYキャンプを楽しみながらですね、地区から参加をいただきまして普及をするような活動にも努めておりますけれども、なかなか参加者も年々少なくなっている状況であります。ただ、各地区の状況におかれても、そうした子供会等で利用しませんかというような案内もですね、差し上げていきたいと思っておりますし、そうした「わくわくDAYキャンプ」とか、こういったレクリエーションを普及する活動もですね、取り組んでいく必要があるものというふうに考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号「川棚町立教育キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「川棚町立教育キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:12)

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立を願います。どうもお疲れ様でした。

(14:12)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 炭谷猛

会議録署名議員 水谷末義